平成２３年（フ）第５０９号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万141番地
債務者　合名会社染次商店
代表者代表社員　染次　　集
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時40分
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２７号
岐阜市茜部神清寺２丁目85番地の３
債務者　株式会社カルルス
代表者代表取締役　大村　弘道
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　則和
4　破産債権の届出期間　平成24年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９５号
群馬県前橋市茂木町1079番地７
債務者　株式会社加瀬田塗装
代表者代表取締役　加瀬田　智
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時30分
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６５号
広島市安佐南区西原８丁目13番24―２号
債務者　有限会社創夢
代表者代表取締役　澤井　一也
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７１号
神戸市須磨区須磨浦通２丁目２番27号
債務者　有限会社大谷組
代表者取締役　大谷　政行
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　公一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５３３号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字北屋敷50番地２、従前の住所愛知県大府市共和町４丁目165番地
債務者　宇都野友昭
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　幸造
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年４月16日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬397番地
債務者　辰野　利光
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８１号
北海道北見市若葉４丁目５番１―31号、住民票上の住所北海道網走郡大空町女満別夕陽台２丁目７番３号
債務者　鴇田　文孝
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
香川県高松市木太町2627番地１サーパス木太第３―704号
債務者　中田　立也
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　浩司
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１４号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
債務者　植田　良子（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１５号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
債務者　植田　隆政
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６８号
仙台市太白区金剛沢１丁目６番５号
債務者　佐々木栄美子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３１号
広島市佐伯区河内南１丁目35番28号
債務者　山崎　　晃
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１０号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万141番地
債務者　染次　　集
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部